

前橋市景観計画 届出の**手引き**

<前橋市景観計画のテーマ>

振り返りたくなる風景がある



1. 趣旨	p 1
2. 景観形成に係る建築行為等の届出	p 2
3. 届出に関する手続き	p 5
4. 必要図書	p 6
5. 調和ある景観形成基準	p 12
6. 前橋市景観条例	p 33

1. 趣旨

前橋市では、平成5年に「前橋市都市景観条例」を制定するとともに、平成8年には「歩いて楽しい前橋の景観づくり」をキャッチフレーズとする「前橋市都市景観形成基本計画」を策定し、前橋らしい、潤いのあるまちづくりを目指して、景観行政に取り組んできました。

この「前橋都市景観形成基本計画」策定から10年以上が経過し、第六次前橋市総合計画の策定や市町村合併による市域拡大、平成21年4月の中核市への移行といった状況の変化に対応するとともに、平成17年の景観法施行など、今日の景観に対する意識の高まりを受けて、良好な景観の保全及び創出を目的として、平成21年に景観法に基づく「前橋市景観計画」を策定しました。

これに伴い、これまでの前橋市都市景観条例（平成5年3月制定）に規定する「大規模な行為の届出」は、平成22年7月1日以降は景観法に基づいた「前橋市景観計画」及び「前橋市景観条例」に規定する「行為の届出」として運用されることになりました。また、広瀬川河畔景観形成重点地区指定にあたり、平成29年に本地区の景観計画を「前橋市景観計画」に追加するとともに、重点地区内の届出対象行為を規定するための条例改正を行い、平成30年4月1日より施行しております。

この冊子は、「前橋市景観計画」及び「前橋市景観条例」の趣旨を市民及び事業者の皆様にご理解頂き、『振り返りたくなる風景がある』という計画のテーマに基づく良好な景観形成を実現させていくための手引書として作成しました。今後とも、前橋市の景観形成及びまちづくりへのご協力をお願いいたします。



16地区の地域住民の方々的心声を整理していくと、浮かび上がってくるのは、
‘前橋の人々の毎日の営みと風景に、寄り添うようにいつもある赤城山’です。

2. 景観形成に係る建築行為等の届出

1 届出を要する行為

- ① 景観計画区域（前橋市全域）のうち景観形成重点地区を除く地域において、届出を要する行為は、下表の行為です。届出を要する行為は、11 頁以降に示す「調和ある景観形成基準」に適合している必要があります。

■景観形成重点地区を除く地域において届出を要する行為

行 為		対象となる規模
建 築 物	新築、増築、改築、移転、 外観の変更又は色彩の変更を 変更することとなる修繕若しくは 模様替又は色彩の変更	高さが13m、又は延べ床面積が1,000㎡ を超えるもの
工 作 物	新設、増設、改造、移転、外観 を変更することとなる修繕若し くは模様替又は色彩の変更	高さが10m、又は築造面積が1,000㎡を 超えるもの (建築物と一体のとき) 高さが5mを超え、かつ建築物との高さの 合計が10mを超えるもの
土地の区画形質 の変更	都市計画法第4条第12項に規 定される開発行為	土地の面積が1,000㎡を超えるもの (ただし宅地分譲を除く)
法面・擁壁 の設置	上記の開発行為に伴う法面・擁 壁の設置	高さが5mかつ長さが10mを超えるもの

※ 増改築にあたっては増改築部分が当該規模に該当する場合、届出が必要となります。

※ 屋外広告物は、前橋市屋外広告物条例の規定による許可申請が必要な場合があります。

- ② 景観形成重点地区内において届出を要する行為は、下表の行為です。届出を要する行為は、「重点地区ごとの景観形成基準（景観のルール）」に適合している必要があります。

■ 広瀬川河畔景観形成重点地区内において届出を要する行為

行 為		対象となる規模
建 築 物	新築	地区内で行うもの全て
	増築、改築、移転	増築・改築・移転にかかる床面積の合計が10㎡を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕または模様替、色彩の変更	変更部分が5㎡を超えるもの
工 作 物 ・ 建 築 設 備	門、垣、柵、塀、擁壁 その他これらに類するもの	広瀬川及び河畔緑地、地区内の道路に面する部分に設置するもので、高さ1mを超えるもの
	記念塔、装飾塔 その他これらに類するもの	地区内で設置するもので、高さ4mを超えるもの
	立体（機械式）駐車場 立体（機械式）駐輪場	同上
	自動販売機	同上
	物 置	同上
	太陽光発電設備	同上
平面駐車場	新設 増設	広瀬川及び河畔緑地、地区内の道路に面する部分に設置するもので、駐車台数が5台以上のもの
資材置き場	新設 増設	広瀬川及び河畔緑地、地区内の道路に面する部分に設置するもので、行為に係る土地の面積が50㎡を超えるもの
土地の区画形質の変更	都市計画法第4条第12項に規定される 開発行為	土地の面積が1,000㎡を超えるもの （ただし宅地分譲を除く）
法面の設置	上記の開発行為に伴う 法面の設置	高さが5mかつ長さが10mを超えるもの

※ 増改築にあたっては増改築部分が当該規模に該当する場合、届出が必要となります。

※ 屋外広告物は、前橋市屋外広告物条例の規定による届出または許可申請が必要です。

2 事前協議を要する行為

景観計画区域内（景観形成重点地区を含む前橋市全域）において届出を要する行為のうち、下表の大規模行為に該当する行為は、届出の前に事前協議が必要です。事前協議を要する行為は、11頁以降に示す「調和ある景観形成基準」に適合している必要があります。

■事前協議を要する大規模行為

行 為		対象となる規模
建 築 物	新築、増築、改築、移転、 外観の変更又は色彩の変更を 変更することとなる修繕若しくは 模様替又は色彩の変更	高さが13m、又は延べ床面積が1,000㎡ を超えるもの
工 作 物	新設、増設、改造、移転、外観 を変更することとなる修繕若し くは模様替又は色彩の変更	高さが10m、又は築造面積が1,000㎡を 超えるもの (建築物と一体のとき) 高さが5mを超え、かつ建築物との高さの 合計が10mを超えるもの
土地の区画形質 の変更	都市計画法第4条第12項に規 定される開発行為	土地の面積が1,000㎡を超えるもの (ただし宅地分譲を除く)
法面・擁壁 の設置	上記の開発行為に伴う法面・擁 壁の設置	高さが5mかつ長さが10mを超えるもの

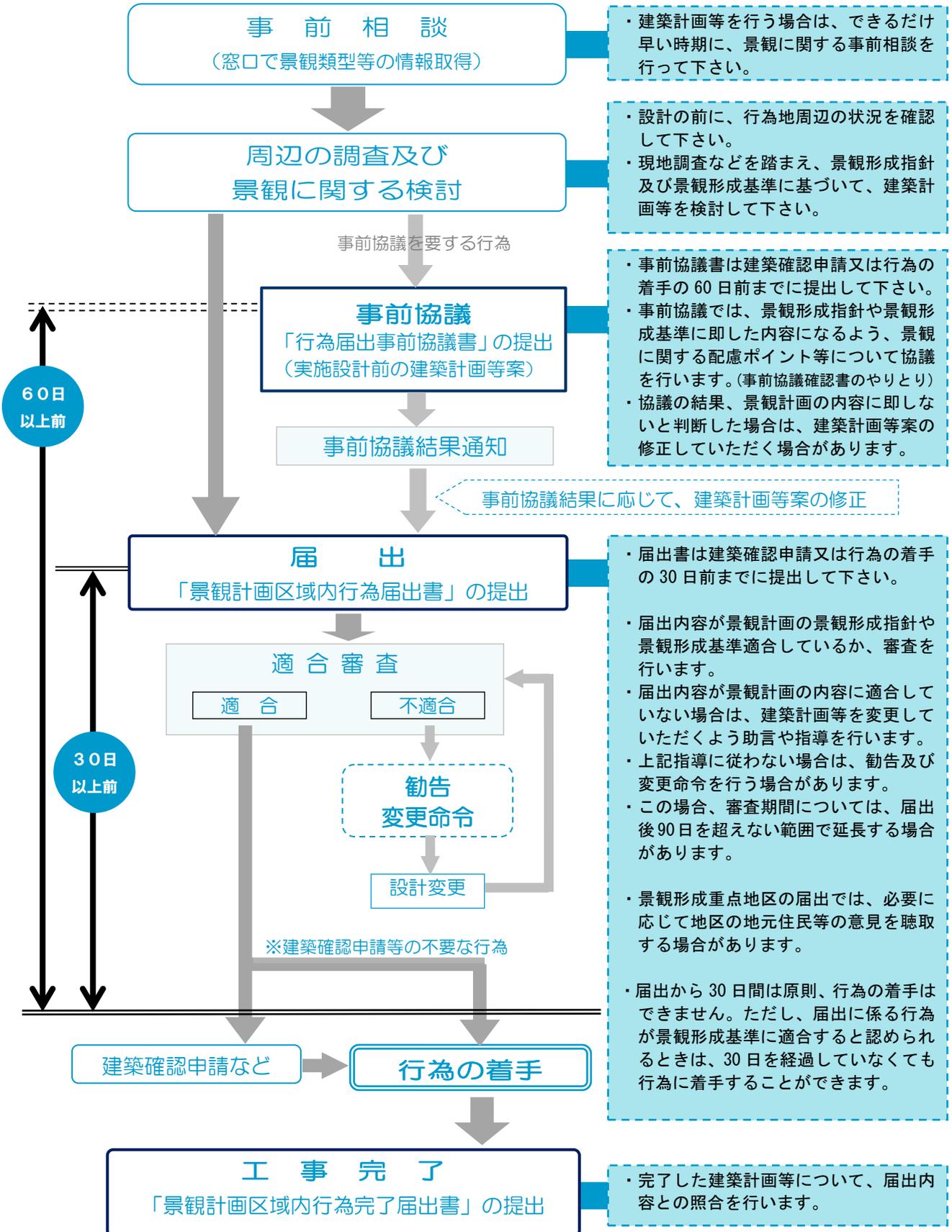
※ 増改築にあたっては増改築部分が当該規模に該当する場合、事前協議が必要となります。

届出や事前協議を要しない行為についても、

「調和ある景観形成基準」や「重点地区ごとの景観形成基準」に配慮しましょう。

3. 届出等に関する手続き

届出の流れ



4. 必要図書

1 事前協議及び届出に必要な図書

事前協議及び景観形成重点地区を除く地域の行為の届出の際には、「行為届出事前協議書」及び「景観計画区域内行為届出書」に、以下の必要図書を添付して下さい。

■ 「事前協議」 及び 景観形成重点地区を除く地域の行為の「届出」に必要な図書

行為の内容	図 書		
	種類	縮尺	明示すべき事項
1) 建築物	<input type="checkbox"/> 付近見取図	1/2500 以上	方位、行為地等
	<input type="checkbox"/> 配置図	1/200 以上	敷地の境界、建築物の位置等、外構植栽計画等
	<input type="checkbox"/> 各階の平面図	1/200 以上	—
	<input type="checkbox"/> 各面の立面図	1/200 以上	主要部分の材料の種別、仕上方法及び色彩（主な付属設備明記）
2) 工作物	<input type="checkbox"/> 付近見取図	1/2500 以上	方位、行為地等
	<input type="checkbox"/> 配置図	1/200 以上	敷地の境界、工作物の位置等、外構植栽計画等
	<input type="checkbox"/> 平面図	1/200 以上	主要部分の材料の種別
	<input type="checkbox"/> 各面の立面図	1/200 以上	主要部分の材料の種別、仕上方法及び色彩（建物と一体のときは、建物についても記載）
3) 土地の区画 形質の変更	<input type="checkbox"/> 付近見取図	1/2500 以上	方位、行為地等
	<input type="checkbox"/> 地形図	1/2500 以上	—
	<input type="checkbox"/> 平面図	1/500 以上	変更の前後
	<input type="checkbox"/> 断面図	1/500 以上	変更の前後
	<input type="checkbox"/> 法面断面図	1/50 以上	変更の前後（法面処理材明記）
4) 法面・擁壁 の築造	<input type="checkbox"/> 植栽計画図	1/200 以上	保存又は伐採する木材等の位置及び名称
	<input type="checkbox"/> 付近見取図	1/2500 以上	方位、行為地等
	<input type="checkbox"/> 地形図	1/2500 以上	—
	<input type="checkbox"/> 平面図	1/500 以上	変更の前後
1)～4) 共通	<input type="checkbox"/> 法面断面図	1/50 以上	変更の前後（法面処理材明記）
	<input type="checkbox"/> 現況カラー写真	—	①行為地の写真 ②行為地と隣接する周辺建物の写真 ③前面道路とまちなみの写真 ④行為地を含んだ遠景の写真（赤城山を背景とした行為地の写真等）
	<input type="checkbox"/> 景観形成報告書	—	類型共通および該当する景観類型の指針・基準について、設計において景観形成のため考慮した事項を記入。 景観形成重点地区内の行為については、該当する地区の景観形成基準について、チェック及び景観形成のために配慮した事項を記入。
	<input type="checkbox"/> 完成予想図	—	建築物等、外構、植栽等とその周辺のまちなみ（隣接する建築物等）との関係がわかるもの（パース・スケッチ・着色立面等の表現方法は自由）

※なお、届出の際には省略できるものもあります。

※代理人が届出を行う場合は、委任状を添付してください。

※屋外広告物は、前橋市屋外広告物条例の規定による許可申請が必要な場合があります。

■景観形成重点地区内の行為の「届出」に必要な図書

行為の内容	図書		
	種類	縮尺	明示すべき事項
1) 建築物	<input type="checkbox"/> 付近見取図 (位置図)	1/2500 以上	方位、行為地等
	<input type="checkbox"/> 配置図	1/200 以上	敷地の境界、建築物の位置等、外構植栽計画等
	<input type="checkbox"/> 各階の平面図	1/200 以上	—
	<input type="checkbox"/> 各面の立面図	1/200 以上	主要部分の材料の種別、仕上方法及び色彩 (主な付属設備明記)
2) 工作物/建築設備 (注 1)	<input type="checkbox"/> 付近見取図	1/2500 以上	方位、行為地等
	<input type="checkbox"/> 配置図	1/200 以上	敷地の境界、工作物・建築設備の位置等、植栽計画等
	<input type="checkbox"/> 平面図	1/200 以上	主要部分の材料の種別
3) 平面駐車場 /資材置場	<input type="checkbox"/> 付近見取図	1/2500 以上	方位、行為地等
	<input type="checkbox"/> 配置図	1/200 以上	敷地の境界、工作物の位置等、植栽計画等
	<input type="checkbox"/> 平面図	1/200 以上	主要部分の材料の種別
4) 土地の区画形質 の変更	<input type="checkbox"/> 付近見取図	1/2500 以上	方位、行為地等
	<input type="checkbox"/> 地形図	1/250 以上	—
	<input type="checkbox"/> 平面図	1/500 以上	変更の前後
	<input type="checkbox"/> 断面図	1/500 以上	変更の前後
	<input type="checkbox"/> 法面断面図	1/50 以上	変更の前後 (法面処理材明記)
5) 法面の築造	<input type="checkbox"/> 付近見取図	1/2500 以上	方位、行為地等
	<input type="checkbox"/> 平面図	1/500 以上	変更の前後
	<input type="checkbox"/> 法面断面図	1/50 以上	変更の前後 (法面処理材明記)
1) ~ 5) 共通	<input type="checkbox"/> 現況カラー写真	—	①行為地の写真 ②— ③行為地を含んだ前面道路とまちなみの写真
	<input type="checkbox"/> 景観形成報告書	—	地区の景観のルールに適否についてチェック欄に記入したもの
	<input type="checkbox"/> 完成予想図	—	・建築物は、外構、植栽等とその周辺のまちなみ(隣接する建築物等)との関係がわかるもの(パース・スケッチ・着色立面等の表現方法は自由) ・建築物以外の行為は、規模及び寸法、外観の色彩及び仕上材または主要部分の材料のわかるもの(着色立面、カタログ等の写しも可)

(注 1) 門・垣・柵・塀・擁壁・その他これらに類するもの/記念塔・装飾塔・その他これらに類するもの/立体(機械式)駐車場/立体(機械式)駐輪場/自動販売機/物置/太陽光発電設備 など

※ 重点地区内で事前協議を要する行為の場合は、届出の際に省略できる図書もあります。(詳しくはお問合せ下さい)

※ 屋外広告物については、屋外広告物条例の規定による届出または許可申請が必要です。

2 必要図書の記入例

□景観形成報告書（「A. 都市拠点」の「景観形成報告書」記入例）

景観形成報告書
【A. 都市拠点】

A. 都市拠点

＜設計において景観形成のために、配慮された事項、考え方等をご記入下さい＞

	指 針	基 準	景観形成上の工夫・配慮事項	適 合
大 景 観	<input type="checkbox"/> 地域ごとに語りとする連続する建築物群と背景となる赤城山等の眺めによって構成される、前橋の顔、地域の顔としての都市景観を形成する。 <input type="checkbox"/> その他の指針は類型共通指針による。	<input type="checkbox"/> 建築物等や屋外広告物は、主要な視点端（県庁、市役所、前橋駅、新前橋駅、利根川に架かる橋）からの赤城山等の眺望に配慮した配置提出方法とする。	● 敷地南方に位置する市役所からみえる赤城山への眺望に配慮して、建物の屋上には、広告物を設置しない計画とした。	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> 官公庁舎の建築物等は、既存の官公庁施設と対応する形態・色彩・意匠の採用などにより、品格ある景観を保全する。	● 周辺の業務ビルの色彩にあわせて、外壁は、風格ある落ちついた色彩とした。	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> その他の基準は類型共通基準による。	<small>（類型共通基準の景観形成説明書を参照）</small>	<input type="checkbox"/>
小 景 観	<input type="checkbox"/> それぞれの地域が担うべき拠点機能に配慮し、それぞれの地域のもつ歴史・文化や周辺環境に配慮した景観形成を心がける。特に、市の中核である本庁管内地区の中心市街地や副都心機能を有する新前橋駅周辺においては、顔づくりやまちの品格に配慮した景観形成を心がける。 <input type="checkbox"/> その他の指針は類型共通指針による。	<input type="checkbox"/> 建築物等は、駅前広場や道路の施設配置と整合した形態とするともに、隣接する建築物等の配置、形態、色彩、意匠（以下これらを「配置意匠」という。）と相互に協調させることにより、地域の拠点に相応しいまちなみづくりに配慮する。	● 駅前広場との連続した空間を確保し、潤いある歩行者空間の演出に配慮した。	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> 建築物等の低層部は、接道部の緑化や開放的なデザイン、適度な壁面後退による種敷スペースや休憩スペースの確保など、ゆとりのある空間を創出し、拠点として公共性の高い景観形成を心がける。	● 低層部は緑化を行い、潤いある演出に配慮した。	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> 屋外広告物は、周辺の屋外広告物と協調した配置提出方法とするなど、拠点として品格ある景観形成に配慮する。	● 広告物は、壁面に設置するようにし、壁面に設置する複数の広告物は、ひとつの場所に集約させた。	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> 住宅地区や田園地区との境界に接する建築物等は、種別帯などにより境界を明確に区分し互いを引き立たせる風景を創り出すよう心がける。	<small>（田園地区との境界に接しない）</small>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> その他の基準は類型共通基準による。	<small>（類型共通基準の景観形成説明書を参照）</small>	<input type="checkbox"/>

※「景観形成上の工夫・配慮事項」が計画と整合しているか、適合審査を行います。

市の景観・歴史まちづくり係は、景観形成基準に即して、建築計画等がされているか、チェックを行います。

※ 景観形成重点地区は、景観形成報告書の様式が異なります。詳しくはお問合せ下さい。

□立面図

※立面図は、各面必要です

立面図（見本）

立面図には、主要部材の材料の種別、仕上げ方法及び色彩（主な付属設備等）を明記して下さい。

立面図は着色して下さい

「縮尺」「方位」を示してください。

〇〇設計事務所 (仮称) 前橋マンション新築工事 東側立面図 S=1:100

□完成予想図（着色立面図を活用した場合）

完成予想図（見本）

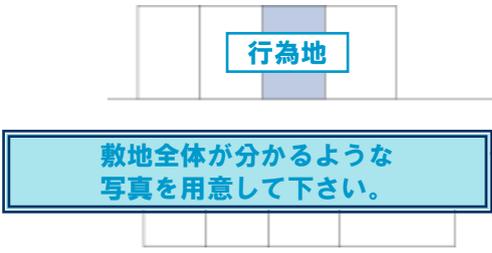
建築物等の周辺のまちなみができるよう、周辺の建物等の状況を書いて下さい。

外構図をもとに、想定される外構、植栽などを書いて下さい。

〇〇設計事務所 (仮称) 前橋マンション新築工事 完成予想図（東側）

□現況カラー写真

①行為地の写真



行為地

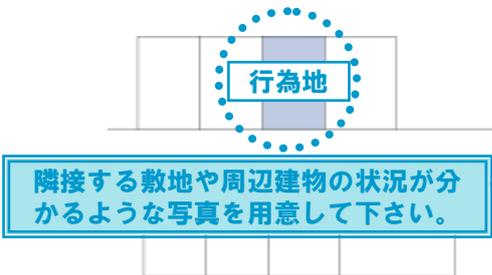
敷地全体が分かるような写真を用意して下さい。



写真例

行為地

②行為地と隣接する周辺建物の写真



行為地

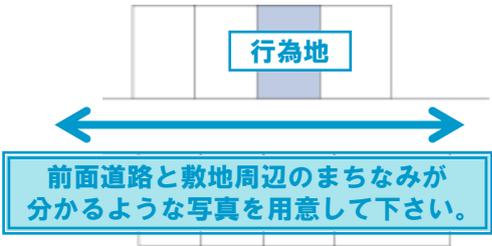
隣接する敷地や周辺建物の状況が分かるような写真を用意して下さい。



写真例

行為地

③前面道路とまちなみの写真



行為地

前面道路と敷地周辺のまちなみが分かるような写真を用意して下さい。



写真例

行為地

前面道路



写真例

行為地

前面道路

④行為地を含んだ遠景の写真



行為地

行為地周辺から、赤城山が見える場合は、赤城山を背景とした遠景の写真を用意して下さい。



写真例

赤城山

行為地

5. 調和ある景観形成基準

1 景観類型

現在の美しい前橋の風景を守り、将来質の高い景観を形成していく基礎的環境を整えることを目的として、景観類型毎に「調和ある景観形成基準」を定めています。景観類型は、現況及び将来的な土地利用の方向性や拠点性・軸性といった都市構造を踏まえるとともに、赤城山や歴史的・文化的資源といった景観資源との関係性に配慮して類型化しています。

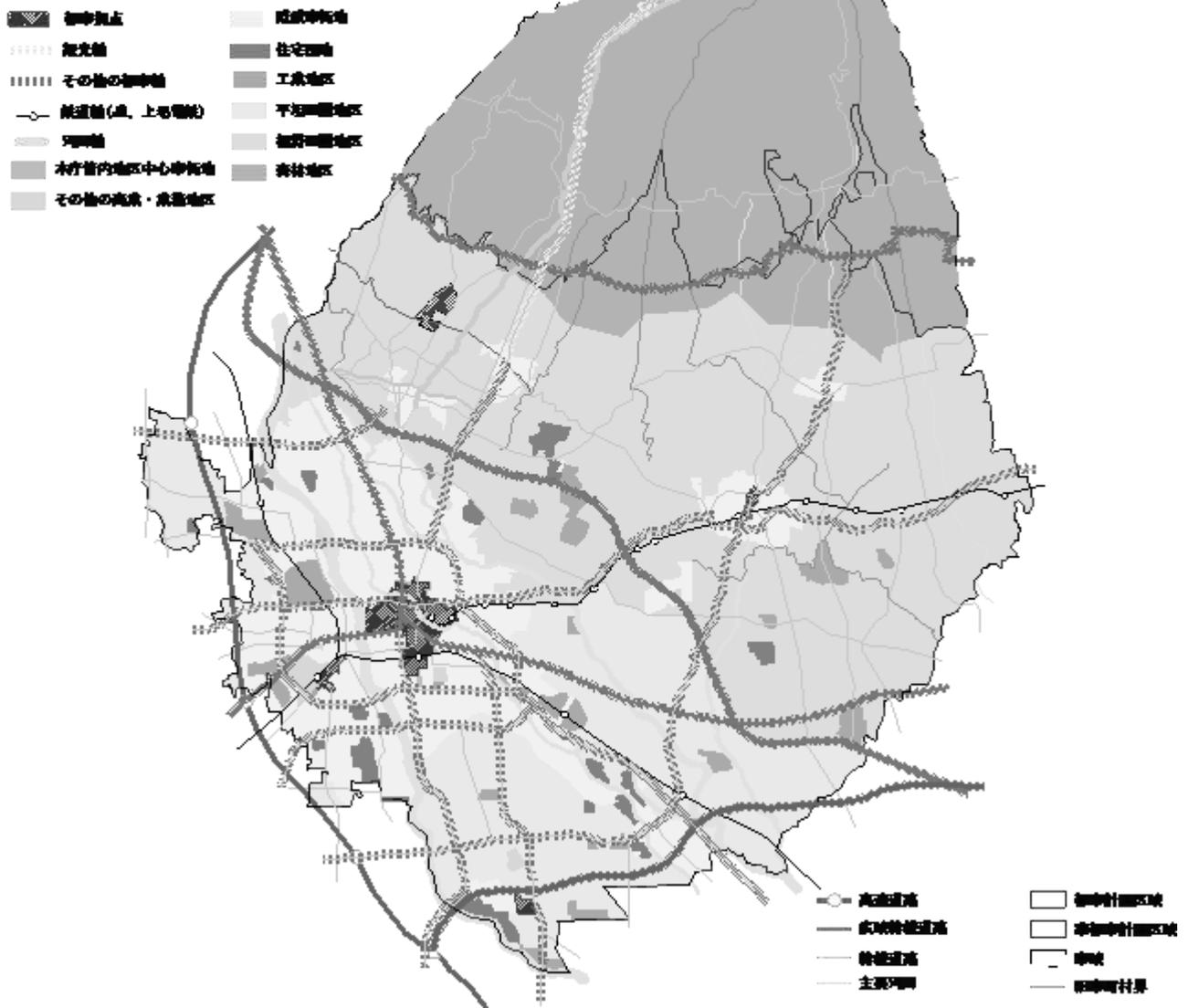
	現況及び将来的な土地利用の方向性や都市構造による類型		景観資源との関係性や地形から細類型	
軸 的 景 観	A 都市 拠 点	前橋の顔、地域の顔としての役割を担うべき拠点（前橋市都市計画マスタープランの将来都市構造に位置づけられる都心核、地域核の商業系土地利用）	地区の区分は行わない	
	B 都市 軸	利便性・安全性とともに、赤城山等の山並みを背景として調和のとれた道路景観の形成が求められる軸（前橋市都市計画マスタープランの将来都市構造に位置づけられた広域都市軸、放射都市軸、環状都市軸の道路境界から30mの沿道区域）	観光軸 その他の 都市軸	都市軸は、赤城山観光に関連する違いから、2つに区分する
	C 鉄 道 軸	印象的な風景とともに、前橋の原風景を創り出す上で重要な役割が求められる軸（前橋都市計画マスタープランの将来都市構造における軌道交通軸（上越線、両毛線、上毛電鉄）に接する敷地）	地区の区分は行わない	
	D 河 川 軸	地域の景観の骨格をなすとともに、環境の向上を図る上で重要な役割が求められる軸（緑の基本計画における水と緑の軸（利根川、広瀬川、桃ノ木川、荒砥川、粕川、寺沢川、藤沢川、天狗岩用水・滝川）に接する敷地）	地区の区分は行わない	
都 市 的 景 観	E 商 業 ・ 業 務 地 区	現況又は将来的な土地利用において、主に商業地、業務地として利用されることがのぞましく、まちの活力やにぎわいづくりに配慮すべき地区	本庁管内地区 中心市街地 その 他 の 商 業・業務地区	商業・業務地区は、赤城山や歴史的・文化的資源といった景観資源との関係性の違いから2つに区分する
	F 住 宅 地 区	現況又は将来的な土地利用において、主に低密住宅地、一般住宅地、複合市街地として利用されることが望ましく、住宅地としての快適性に配慮すべき地区	既成市街地 住宅団地	住宅地区は、赤城山や歴史的・文化的資源といった景観資源との関係性の違いから2つに区分する
	G 工 業 地 区	現況又は将来的な土地利用において工業地、流通業務地として利用されることが望ましく、就業環境とともに周辺地区の環境への影響に配慮すべき地区	地区の区分は行わない	
自 然 的 景 観	H 田 園 地 区	現況又は将来的な土地利用において田園地として利用されることが望ましく、主に市南西側の平坦部から、森林地区に接する市東側の赤城山の裾野部に広がる、前橋を代表する美しい田園風景を保全すべき地区	平坦田園地区 裾野田園地区	田園地区は、地形や赤城山、歴史的・文化的資源といった景観資源との関係性の違いから2つに区分する
	I 森 林 地 区	保安林を主とする地区	地区の区分は行わない	
景 観 形 成 重 点 地 区	景観計画区域（前橋市全域）のうち、特に地域の特性に応じた景観の保全及び創出を重点的に図っていく地区		広瀬川河畔景観形成重点地区 （区域は 32 ページ参照）	

■景観類型図

※ カラー版は、前橋市景観計画 p56 を参照下さい。

※ 詳細な区域については、

景観・歴史まちづくり係窓口にてご確認下さい。



「調和ある景観形成基準」(建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠の基準、その他の行為毎の基準)は、景観類型に沿った類型別基準と、要素別基準の二方向からその内容を定めます。

また、類型別基準においては、風景の全体像を示すものとして「指針」を示し、「指針」を具現化するにあたって守るべき項目を「基準」として示します。

①類型別基準・・・地域性を守り、創り出すための基準

(風景全体(大景観)のあり方、景観資源(小景観)のあり方の基準)

②要素別基準・・・敷地周り、隣近所、界限(小景観)の調和を生み出すため基準

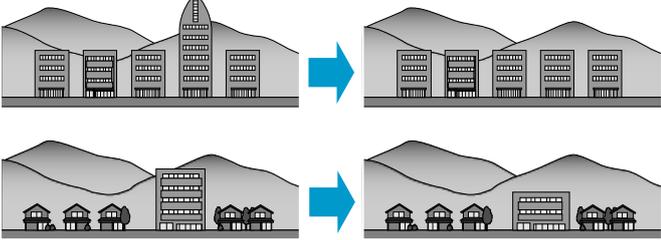
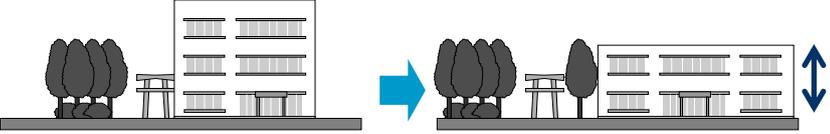
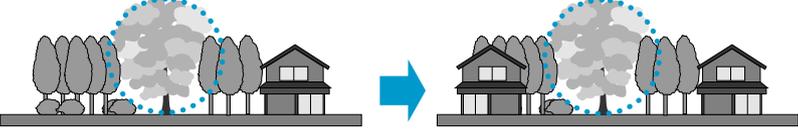
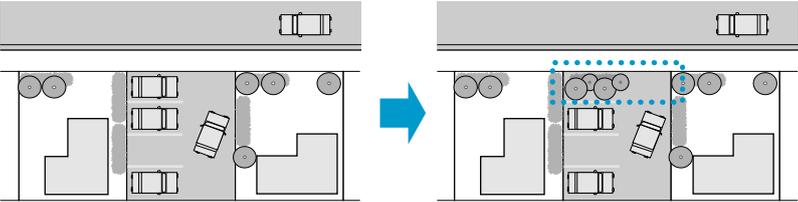
言葉の定義

(大景観)・・・建築物と赤城山が背景になった全体の風景(遠景)

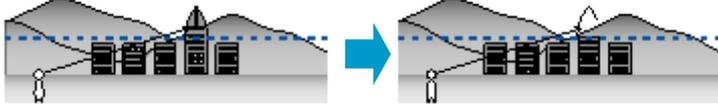
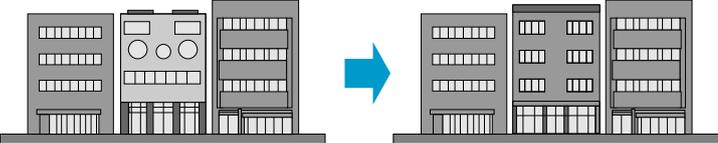
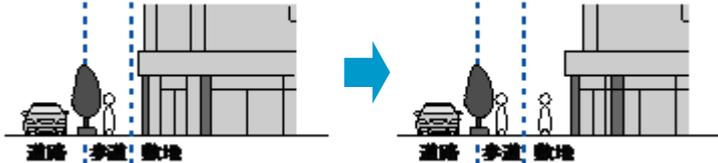
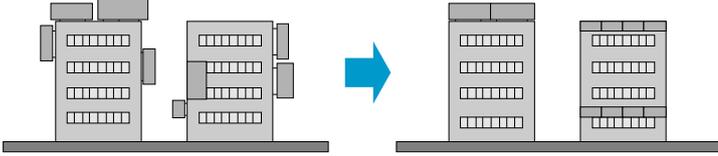
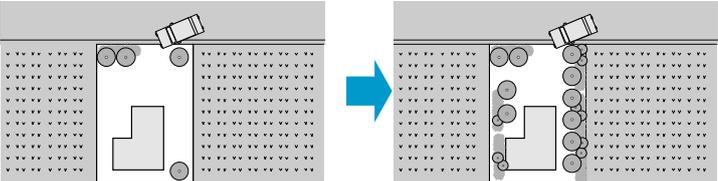
(小景観)・・・建築物群・集落風景・田園風景などまちなみ単位の風景(近景)

2 類型別基準

類型共通

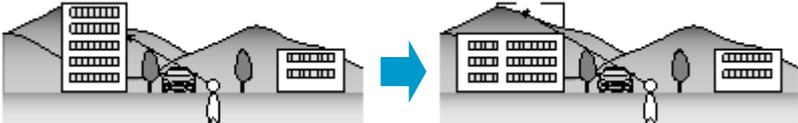
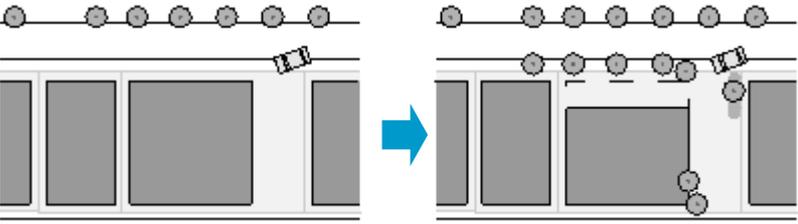
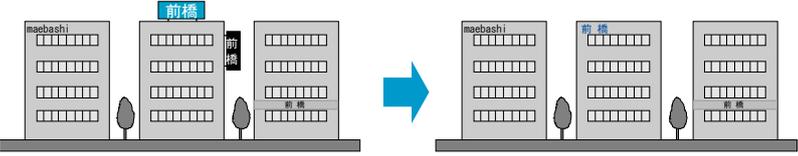
	指 針	基 準
大 景 観	<p>□ 地域ごとに誇りとする赤城山をはじめ、榛名山、妙義山といった山並み（以下これらを「赤城山等」という。）の眺めを保全する。</p>	<p>□ 建築物・工作物（以下これらを「建築物等」という。）や屋外広告物は、赤城山等の眺望に配慮した配置・形態・色彩・意匠・掲出方法（以下これらを「配置掲出方法」という。）とする。</p> <p>□ 建築物等や屋外広告物は、まちなみ全体として調和した家並みやスカイラインを形成するよう、隣接する建築物等との連続性などに配慮した配置掲出方法とする。【①】</p> <p>□ 建築物等は、配置の工夫や長大な壁面の適度な分節化（色使い、素材の使い分け、雁行の採用など）などにより、まちなみと背景となる赤城山等との調和を図る。</p> <p>【①】 隣接する建築物との連続性に配慮</p> 
小 景 観	<p>□ 市域に数多く存在する多種多様な歴史の蓄積により形成された景観資源を生かしながら、全体に調和の取れたまとまりのある景観形成を心がける。</p>	<p>□ 地区景観を特徴付ける建築物等や神社、鳥居などの文化資源や地区景観を特徴付ける樹木や鎮守の森などの樹木資源に隣接する建築物等や屋外広告物は、その景観資源がつくり出す風景に配慮した配置掲出方法とする。【②】</p> <p>□ 丘陵や河川敷、田園風景など眺望の対象となる資源に隣接する建築物等や屋外広告物は、その配置掲出方法を周辺の風景に調和させる。</p> <p>□ まとまった緑地や地域のシンボルとなっている樹木は、できる限り保全する。【③】</p> <p>□ 駐車場や駐車場として使用されている空き地は、車の出入り口の集約化や接道部及び敷地内の植栽などにより、まちなみの連続性の確保や周辺の風景との調和を図る。【④】</p> <p>【②】 景観資源への配慮（植栽の配置、高さの抑制）</p>  <p>【③】 地域のシンボルとなる樹木の保全</p>  <p>【④】 まちなみの連続性の確保（植栽の配置）</p> 

A 都市拠点

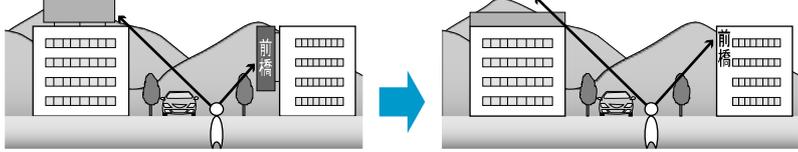
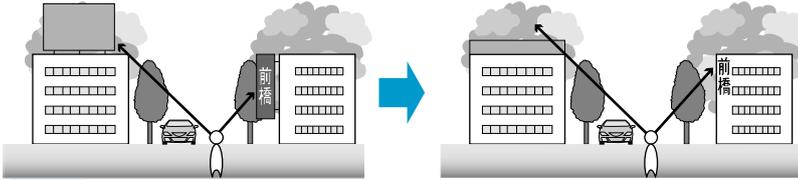
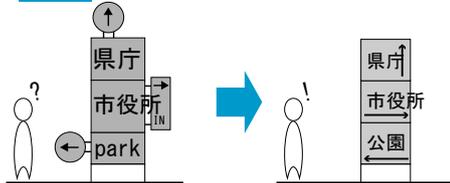
	指 針	基 準
大景観	<ul style="list-style-type: none"> □ 連続する建築物群と背景となる赤城山等の眺めによって構成される、前橋の顔、地域の顔としての都市景観を形成する。 □ その他の指針は類型共通指針による。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 建築物等や屋外広告物は、主要な視点場（県庁、市役所、前橋駅、新前橋駅、利根川に架かる橋）からの赤城山等の眺望に配慮した配置掲出方法とする。【①】 □ 官公庁街の建築物等は、既存の官公庁施設と呼応する形態・色彩・意匠の採用などにより、品格ある景観を保全する。【②】 □ その他の基準は類型共通基準による。 <p>【①】 赤城山等の眺望に配慮</p>  <p>【②】 品格ある景観を保全</p> 
小景観	<ul style="list-style-type: none"> □ それぞれの地域が担うべき拠点機能に配慮し、それぞれの地域のもつ歴史・文化や周辺環境に配慮した景観形成を心がける。特に、市の中核である本庁管内地区の中心市街地や副都心機能を有する新前橋駅周辺においては、顔づくりやまちの品格に配慮した景観形成を心がける。 □ その他の指針は類型共通指針による。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 建築物等は、駅前広場や道路の施設配置と整合した形態とするとともに、隣接する建築物等の配置、形態、色彩、意匠（以下これらを「配置意匠」という。）と相互に協調させることにより、地域の拠点に相応しいまちなみづくりに配慮する。 □ 建築物等の低層部は、接道部の緑化や開放的なデザイン、適度な壁面後退による植栽スペースや休憩スペースの確保など、ゆとりのある空間を創出し、拠点として公共性の高い景観形成を心がける。【③】 □ 屋外広告物は、周辺の屋外広告物と協調した配置掲出方法とするなど、拠点として品格ある景観形成に配慮する。【④】 □ 住宅地区や田園地区との境界に接する建築物等は、植栽帯などにより境界を明確に区分し互いを引き立たせる風景を創り出すよう心がける。【⑤】 □ その他の基準は類型共通基準による。 <p>【③】 ゆとりのある空間を創出（壁面後退）</p>  <p>【④】 品格ある景観形成に配慮（広告物の集約）</p>  <p>【⑤】 互いを引き立たせる風景を創出（植栽による区分）</p> 

B 都市軸（ 観光軸 ・ その他の都市軸 ）

■都市軸共通

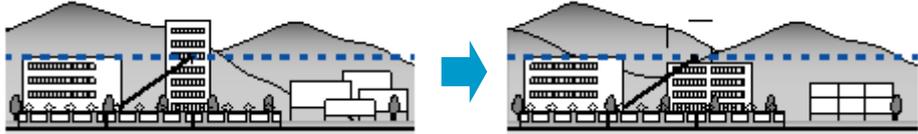
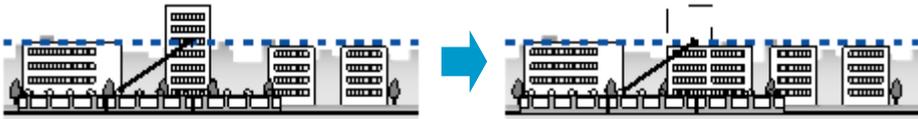
	指 針	基 準
大 景 観	<ul style="list-style-type: none"> □ 連続的に映し出されるまちなみと表情を変える赤城山等の眺めからなる道路景観を保全する。 □ その他の指針は類型共通指針による。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 道路、交通設備、街路灯、歩道、公共サインなどの公共施設、沿道の建築物等や屋外広告物は、赤城山等の連続的な眺望を阻害しない配置掲出方法となるよう配慮する。【①】 □ その他の基準は類型共通基準による。 <p>【①】 赤城山等の眺望に配慮</p> 
小 景 観	<ul style="list-style-type: none"> □ 道路景観を構成する公共設備や街路樹、歩道、公共サインなどの公共施設はもとより、沿道の建築物等や屋外広告物についても、統一感の感じられる道路景観形成を心がける。 □ その他の指針は類型共通指針による。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 道路、交通設備、街路灯、歩道、公共サインなどの公共施設、沿道の建築物等や屋外広告物は、沿道のまちなみとして連続性が感じられるよう、統一感のある配置掲出方法とする。 □ 大規模な建築物は、適度な壁面後退や接道部の緑化などにより、ゆとりと広がりのある道路景観形成を心がける。【②】 □ 敷地内に配置又は建築物等に付随する屋外広告物は、建築物等の壁面や周囲と共通性のある色彩を採り入れるなど、建物全体及び周辺の色彩との調和やバランスに配慮し、調和感のある沿道のまちなみを形成する。【③】 □ その他の基準は類型共通基準による。 <p>【②】 ゆとりと広がりのある道路景観を形成</p>  <p>【③】 調和ある沿道のまちなみを形成</p> 

■観光軸

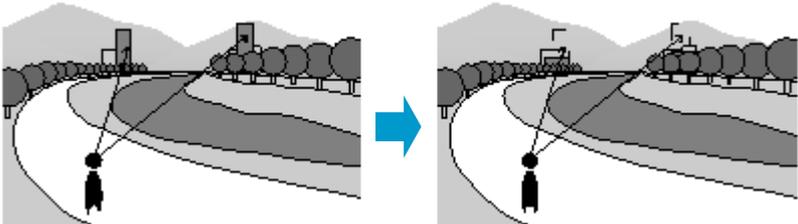
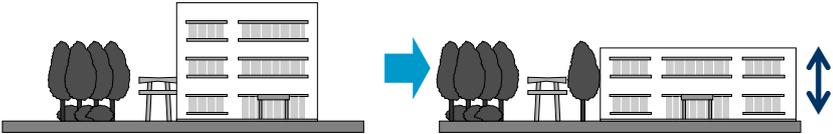
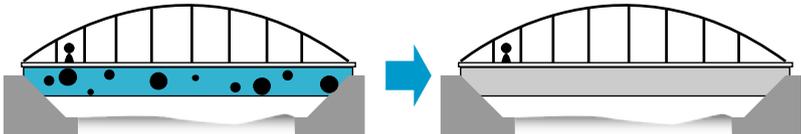
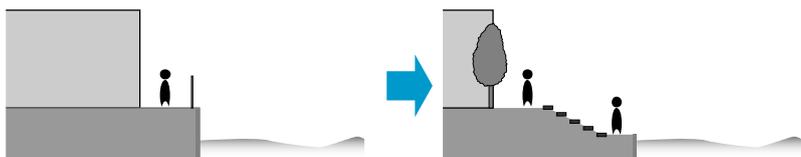
	指 針	基 準
大景観	<ul style="list-style-type: none"> 赤城山の豊かな自然を大切に保全し、地域の資源や魅力、観光地をつなぐ個性ある沿道景観を楽しめる軸となるよう努める。 その他の指針は都市軸共通指針による。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等や屋外広告物は、主要な視点場（展望台、観光施設、公共施設）からの南側に広がる市街地の眺望や、赤城山への眺めに配慮した配置掲出方法とする。【①】 沿道の樹木や草花などの緑化は、観光軸の魅力を高めるものとするため、周辺の緑と調和を図りながら、適切な維持管理を行う。 建築物等は、周辺の樹木の高さとの連続性や地形の起伏になじませた屋根形状など、地形との一体感を感じられる配置意匠とする。 建築物等は、南側に広がる市街地の眺めを生かした配置意匠を心がける。【②】 その他の基準は都市軸共通基準による。 <p>【①】 赤城山への眺めに配慮</p>  <p>【②】 市街地の眺めを生かした配置意匠</p> 
	<ul style="list-style-type: none"> 沿道の建築物や屋外広告物は、赤城山などの自然との調和を感じられる景観形成に努める。 豊かな自然環境を大切に保存し、観光軸として魅力があり、美しい山並み風景や眺望風景を生かした景観形成に努める。 その他の指針は都市軸共通指針による。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等や屋外広告物は、豊かな自然景観を壊さないよう周辺環境に調和した配置掲出方法とする。【③】 建築物等は、変化に富んだ美しい山並み風景や眺望風景を生かした配置意匠とすることにより、周辺の自然環境を取り入れた質の高い景観形成に努める。 道路や交通設備、公共サインなどの公共施設などは、来訪者に分かりやすいものとするとともに、統一感のある配置掲出方法とし、連続する緑の風景を壊さず、質の高い景観形成に寄与するよう努める。【④】 その他の基準は都市軸共通基準による <p>【③】 周辺環境に調和した配置掲出方法</p>  <p>【④】 来訪者に分かりやすい公共サイン</p> 

■その他の都市軸

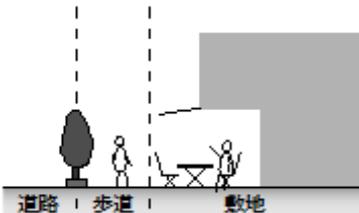
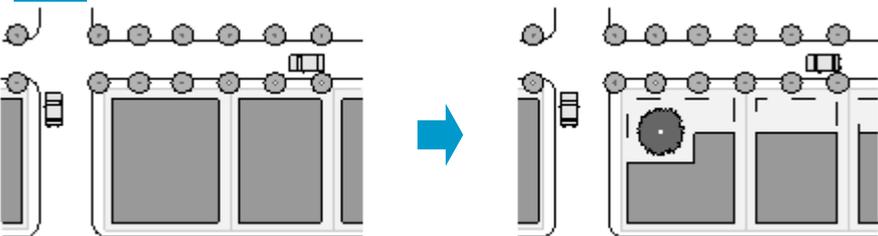
	指 針	基 準
大景観	<ul style="list-style-type: none"> 指針は都市軸共通指針とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 基準は都市軸共通基準とする。
小景観	<ul style="list-style-type: none"> 指針は都市軸共通指針とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 基準は都市軸共通基準とする。

	指 針	基 準
<p>大 景 観</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 車窓に映し出される連続的なまちなみや自然の風景と、表情を変える赤城山等の眺めを保全する。 □ 線路沿いや踏切から見える沿線のまちなみや自然の風景と、遠望される赤城山等や大規模な建造物・樹木などの眺めを保全する。 □ その他の指針は類型共通指針による。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 沿線の建築物等や屋外広告物は、車窓から見える赤城山等の連続的な眺望を阻害しない配置掲出方法となるよう配慮する。【①】 □ 沿線の建築物等や屋外広告物は、線路沿いや踏切から遠望される赤城山等や大規模な建造物・樹木などの眺望に配慮した配置掲出方法とする。 □ その他の基準は類型共通基準による。 <p>【①】 車窓から見える赤城山等の眺望に配慮</p> 
<p>小 景 観</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 駅舎などの鉄道施設は地域の顔となるよう、周辺環境も含め、地域性の感じられる景観形成を心がける。 □ その他の指針は類型共通指針による。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 駅舎などの鉄道施設はもとより沿線の道路や公共サインなどの公共施設も含め、地域性を大切にされた配置意匠とする。 □ 沿線の建築物等や屋外広告物は、車窓からの眺めを意識し周辺の風景と調和した配置掲出方法とする。【②】 □ その他の基準は類型共通基準による。 <p>【②】 車窓からの眺めを意識した配置</p> 

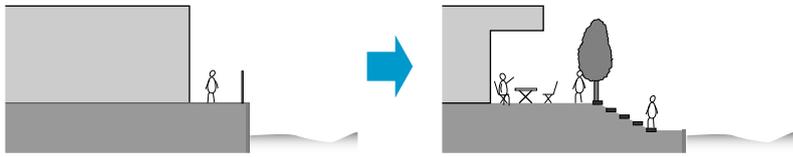
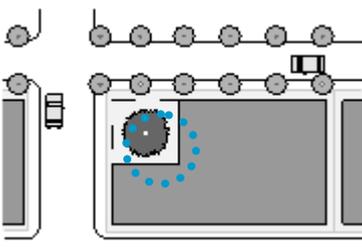
D 河川軸

	指 針	基 準
大 景 観	<ul style="list-style-type: none"> □ 豊かな自然環境を有する河川景観と河川沿いのまちなみ、背景にひろがる赤城山等の眺めから構成される奥行きのある開かれた自然景観を保全する。 □ その他の指針は類型共通指針による。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 河川に面する建築物等や屋外広告物は、対岸や橋上などからみる赤城山等と豊かな河川景観からなる奥行きのある眺望に配慮した配置掲出方法とする。【①】 □ その他の基準は類型共通基準による。 <p>【①】 対岸や橋上などからの眺望に配慮</p> 
小 景 観	<ul style="list-style-type: none"> □ 河川周辺に分布する樹木や寺社などの景観資源と一対となった風景を保全し、橋梁や護岸施設、柵、遊歩道などの公共施設、河川沿いの建築物等や屋外広告物を含め、統一感の感じられる河川景観形成を心がける。 □ その他の指針は類型共通指針による。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 川堤の並木、寺社、鎮守の森などの眺望の対象となる資源に隣接する建築物等や屋外広告物は、周辺の風景と調和した配置掲出方法とする。【②】 □ 河川沿いに立地する建築物等の色彩は、木材や石材、土などの自然素材色と共通する色彩を基調とするなど、河川及び河川敷の色合いと調和するものとする。また、河川軸に沿っての連続性にも配慮する。 □ 橋梁や護岸施設、安全柵、遊歩道、公共サイン等の公共施設は、豊かな河川景観の一部として統一感のある配置掲出方法とする。 □ 橋梁及び連続する工作物の色彩は、水＝青系などの単純な連想や周囲から極端に突出する高彩度色を避け、川面や河川敷の色彩と美しく調和する色彩を用いるよう心がける。【③】 □ 建築物等は、河川などの水辺空間に隣接する場合、建物の間から水辺を眺められる工夫や自由に歩行者が水辺に近づく歩行路の開放など、水辺への意識の高まる敷地利用を心がける。【④】 □ その他の基準は類型共通基準による。 <p>【②】 景観資源への配慮（植栽の配置、高さの抑制）</p>  <p>【③】 川面や河川敷の色彩と調和</p>  <p>【④】 水辺への意識を高める敷地利用</p> 

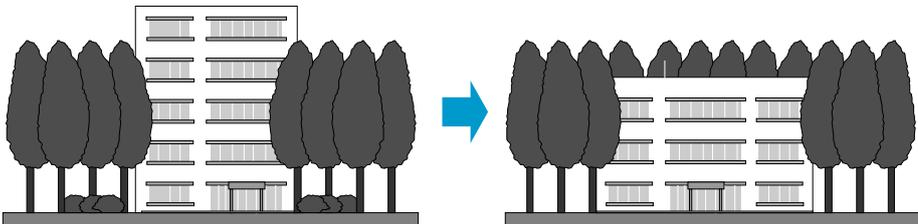
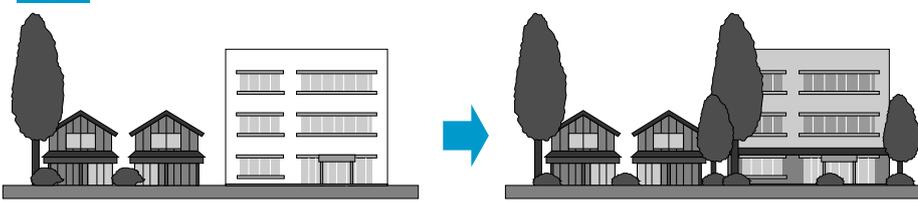
■商業・業務地区共通

	指 針	基 準
大 景 観	<ul style="list-style-type: none"> □ 連続する建築物群と背景となる赤城山等の眺めによって構成される、美しい都市景観を形成する。 □ その他の指針は類型共通指針による。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 基準は類型共通基準による。
小 景 観	<ul style="list-style-type: none"> □ 各地区の特徴を生かしながら、オープンスペースや公共性の高い空間の修景などにより、活力・にぎわい創りや人の集まる快適性の高い景観形成を心がける。 □ その他の指針は類型共通指針による。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 建築物等は、接道部の緑化や低層部の形態・色彩・意匠の工夫などによりにぎわいの連続性に配慮する。【①】 □ 大規模な建築物等においては、まちなみの連続性に配慮しつつ、まちのにぎわいづくりに寄与する位置へのオープンスペースの確保や壁面の後退、シンボルツリーの配置等により、周辺環境と調和した交流空間の創出に努める。 □ 人通りの多い道路の交差点などは、コーナー性を意識した意匠の採用やオープンスペースの確保、植栽の設置などにより、魅力ある街角を演出するよう努める。【②】 □ 建築物等は、周囲の建物等と共通性のある色彩を部分的にアクセントカラーとして用いるなど、色彩に協調性を出すよう心がける。特にテナントビルでは、建物全体が調和した質の高いものとなるよう色彩に配慮する。 □ 屋外広告物は、まちなみから突出しすぎない色彩を用いるなど、建物全体及びまちなみとの調和やバランスに配慮し、自然と目に入るデザインを心がける。 □ その他の基準は類型共通基準による。 <div style="margin-top: 10px;"> <p>【①】 にぎわいの連続性に配慮</p>  <p>【②】 魅力ある街角を演出</p>  </div>

■本庁管内地区の中心市街地

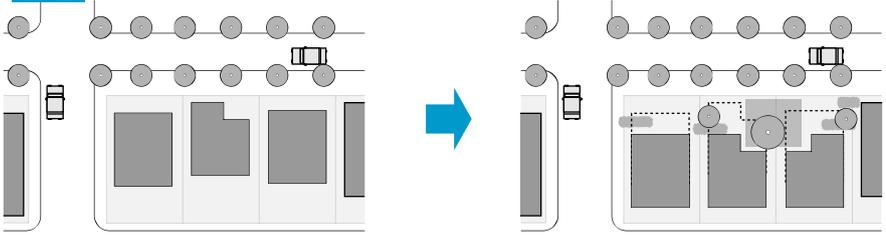
	指 針	基 準
大 景 観	<ul style="list-style-type: none"> □ 連続する大規模な建築物群のスカイラインと背景にある赤城山等の眺めの対比が割り出す、自然と都市の風景が際立つ都会的景観を保全する。 □ その他の指針は商業・業務地区共通指針による。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 基準は商業・業務地区共通基準による。
小 景 観	<ul style="list-style-type: none"> □ 政治、経済、文化の中心地として蓄積された歴史的・文化的資源や、都市を貫く豊かな自然環境としての利根川・広瀬川、ケヤキ通りを始めとする勢いのある樹木資源を主体として生かす景観形成を心がける。 □ その他の指針は商業・業務地区共通指針による。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 建築物等は、周辺に地区景観を特徴付ける明治から昭和初期に建てられた近代建築物等（群馬会館、前橋カトリック教会、レンガ倉庫など）がある場合は、それらの外観に配慮した配置意匠とすることにより、統一感の感じられる都市景観形成を心がける。 □ 建築物等は、地区景観を特徴付ける利根川、広瀬川、馬場川、風呂川などの河川に面する場合は、川面への空間的なつながりや川側からの見え方に配慮した配置意匠とすることにより、建築物等と河川が一体をなす都市景観形成を心がける。【①】 □ 建築物等は、周辺に地区景観を特徴付けるケヤキ通りやシンボルツリーなどの樹木がある場合は、それらの四季折々の色彩の変化に配慮し、樹木の佇まいを風景の一部に取り込んだ配置意匠とする。【②】 □ その他の基準は商業・業務地区共通基準による。 <p>【①】 建築物と河川が一体をなす都市景観を形成</p>  <p>【②】 樹木を風景の一部に取り込んだ配置意匠</p> 

■その他の商業・業務地区

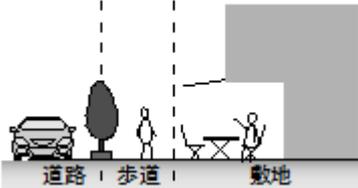
	指 針	基 準
<p style="text-align: center;">大 景 観</p>	<p>□ それぞれの地域のもつ地形や周辺環境に調和し、背景にある赤城山等の眺めに配慮した景観形成を心がける。また、赤城山南麓に位置する建築物等は、南側に広がる市街地の眺めを生かした景観形成を心がける。</p> <p>□ その他の指針は商業・業務地区共通指針による。</p>	<p>□ 建築物等は、それぞれの地域のもつ地形や周辺環境に配慮し、周辺の樹木の高さとの連続性や地形の起伏になじませた屋根形状など、地形との一体感を感じられる配置意匠とする。【①】</p> <p>□ その他の基準は商業・業務地区共通基準による。</p> <p>【①】 一体感を感じられる配置意匠</p> 
<p style="text-align: center;">小 景 観</p>	<p>□ それぞれの地域のもつ歴史的・文化的背景を考慮し、隣接する住宅地区や田園地区への景観的影響も配慮しつつにぎわいのある都市景観を形成する。</p> <p>□ その他の指針は商業・業務地区共通指針による。</p>	<p>□ 住宅地区や田園地区に接する建築物等は、各地区の持つ特性を配慮し、急激な景観的变化を避け地区境界であることを意識した配置意匠とするよう努める。【②】</p> <p>□ その他の基準は商業・業務地区共通基準による。</p> <p>【②】 急激な景観的变化を避けた配置意匠</p> 

F 住宅地区（ 既成市街地 ・ 住宅団地 ）

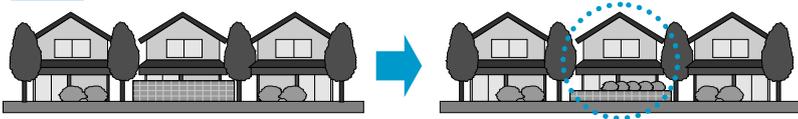
■住宅地区共通

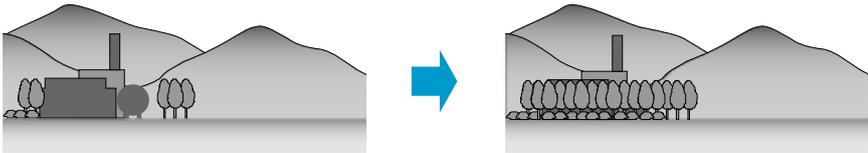
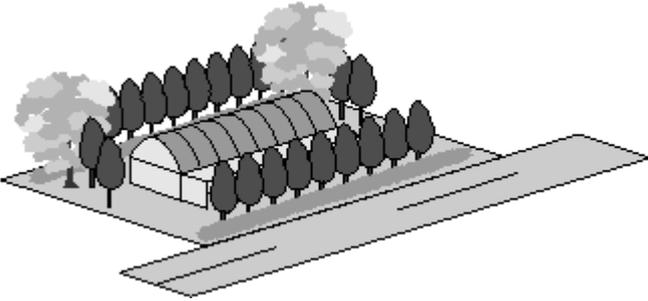
	指 針	基 準
大 景 観	<ul style="list-style-type: none"> □ 連続した中低層住宅群の家並みと、背景となる赤城山等の眺めが創り出す景観が、豊かな居住環境の創出に寄与しており、これらの景観を保全する。また、それぞれの地域の持つ地形の起伏を生かした景観形成に配慮するとともに、赤城山南麓に位置する建築物等は、南側に広がる市街地の眺めを生かした景観形成を心がける。 □ その他の指針は類型共通指針による。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 敷地内は、施設規模や敷地規模に応じた緑化に努めるとともに、前面道路への植栽帯の配置に努め、背景となる赤城山と緑のつながりを感じられる緑豊かな景観形成を心がける。 □ 建築物等は、まちなみ全体として落ち着いた景観を形成するよう、屋根は低明度かつ低彩度色を用い、壁面は高彩度色などの周辺からの突出した色彩を避けるなど、調和の感じられる色彩を用いるよう努める。 □ 建築物等は、周辺の樹木の高さとの連続性や地形の起伏になじませた屋根形状など、周辺の自然と調和した景観形成を心がける。 □ 赤城山南麓に位置する建築物等は、南側に広がる市街地の眺めを生かした配置意匠を心がける。【①】 □ その他の基準は類型共通基準による。 <p>【①】 市街地の眺めを生かした配置意匠</p> 
小 景 観	<ul style="list-style-type: none"> □ 隣接する家並みと調和するよう配置意匠に配慮し、居住環境の向上につながる公共性の高い空間の修景に心がけるとともに、地域を流れる河川資源や周辺にある地区景観を特徴付ける建築物等や寺社、鳥居などの文化資源、地域景観を特徴付ける樹木や鎮守の森などの樹木資源と調和した景観形成を図ることを心がける。 □ その他の指針は類型共通指針による。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 大規模な建築物等においては、まちなみの連続性に配慮しつつ、落ち着いた居住景観に寄与する位置へのオープンスペースの確保や壁面の後退、植栽の配置など公共的空間の設置による居住環境の向上に努める。 □ 人通りの多い道路の交差点などは、コーナー性を意識した意匠の採用やオープンスペースの確保、植栽の設置などにより、魅力ある街角を演出する。【②】 □ 地域を流れる大小の河川資源や地区景観を特徴付ける建築物等や神社、鳥居などの文化資源、地区景観を特徴付ける樹木や鎮守の森などの樹木資源に隣接する建築物等は、これらの隣接する資源を取り込んだ配置意匠に配慮（隣接する建築物等の意匠を一部取り入れる、隣接する樹木・河川と敷地内を通路などの動線で結ぶなど）し、地域の文化的景観を醸成し優れた居住環境の形成に努める。 □ 住宅地と商業地が混在する複合的な市街地での建築物等の整備は、特に住宅に対して配慮し境界部に植栽を設置するなど、やわらかな緩衝となるしつらえを工夫する。 □ 塀の色彩・素材・意匠をそろえたり、生垣によって連続性を持たせるなど、沿道環境の調和を図る。 □ 敷地内は、四季を感じさせる樹木や草花などにより、豊かな居住環境の形成に努める。 □ その他の基準は類型共通基準による。 <p>【②】 魅力ある街角を演出</p> 

■既成市街地

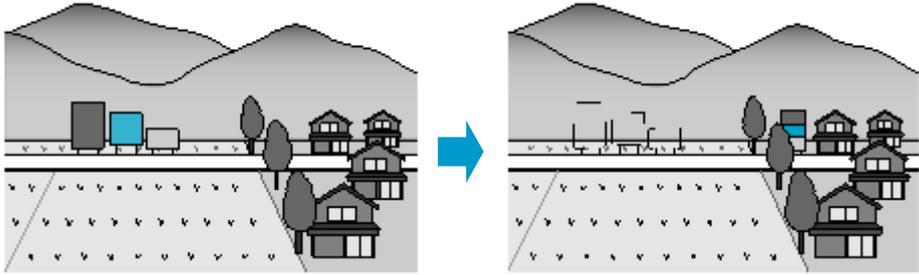
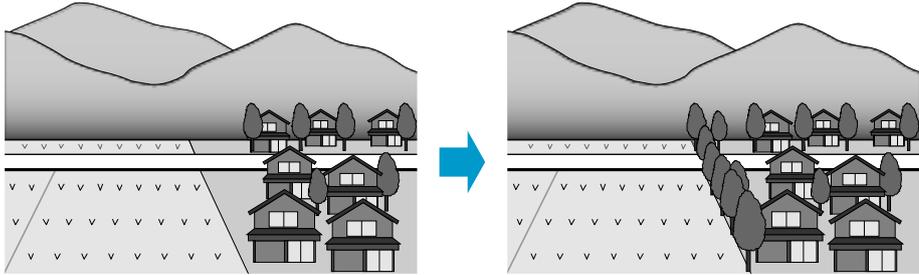
	指 針	基 準
大景観	<ul style="list-style-type: none"> □ 指針は住宅地区共通指針による。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 基準は住宅地区共通基準による。
小景観	<ul style="list-style-type: none"> □ 住商の混在する既成市街地においては、まちのにぎわいと快適な居住環境の共存が図られるよう、緑化やオープンスペースの確保とともに、にぎわい空間の創出にも心がけた景観形成に努める。 □ その他の指針は住宅地区共通指針による。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 複合市街地等の商店街や商業地の建築物等は、接道部の緑化のほか、道路と一体的な買い物空間が形成されている場合は、建物正面に人を招き入れるような意匠を施すなどにより、低層部ににぎわいの創出などに努める。【①】 □ その他の基準は住宅地区共通基準による。 <p>【①】 低層部ににぎわいの創出</p> 

■住宅団地

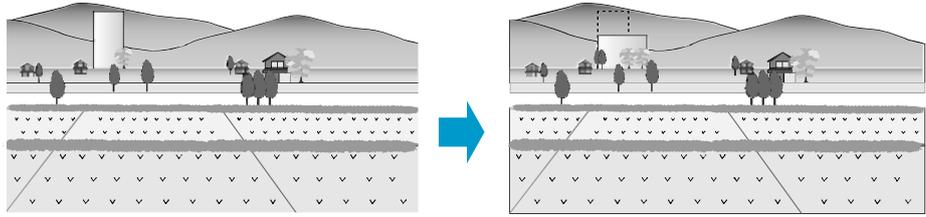
	指 針	基 準
大景観	<ul style="list-style-type: none"> □ まとまりのある連続した住宅群が創り出す家並みと、背景となる赤城山等から構成される豊かな居住景観を保全する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 建築物等は、屋根や壁面の色相の調整や、屋根の形状の統一、生垣など植栽帯の統一などから生み出される、まちなみ全体として地域性が感じられる景観形成に努める。【①】 □ その他の基準は住宅地区の共通基準による。 <p>【①】 地域性が感じられる景観を形成（屋根形状・植栽帯の統一）</p> 
小景観	<ul style="list-style-type: none"> □ 田園地区に隣接する住宅団地は、田園地区の美しい風景を保全するため、田園地区との境界部分のしつらえに配慮する。 □ その他の指針は住宅地区共通指針による。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 住宅団地の地区境界に接する建築物等は、植栽帯などにより境界を明確に区分し、団地としてのまとまりのある景観を形成すよう心がける。 □ 建築物等の敷地周囲部に塀などを設ける場合は、開放感があり周辺の家並みと調和したしつらえに配慮する。【②】 □ その他の基準は住宅地区の共通基準による。 <p>【②】 周辺の家並みとの調和</p> 

	指 針	基 準
大 景 観	<ul style="list-style-type: none"> □ 大規模な工業施設と背景となる赤城山等が調和のとれた景観を形成すよう配慮する。また、それぞれの地域の持つ地形の起伏を生かした景観形成に配慮するとともに、赤城山南麓に位置する建築物等は、南側に広がる市街地の眺めを生かした景観形成を心がける。 □ その他の指針は類型共通指針による。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 敷地内は、施設規模や敷地規模に応じた緑化に努めるとともに、前面道路への植栽帯の配置に努め、背景となる赤城山と緑のつながりを感じられる緑豊かな景観形成を心がける。【①】 □ 田園地区に隣接する工業地区の建築物等は、地形の起伏を考慮した配置意匠や植栽の配置など、周辺の自然と調和した景観形成を心がける。 □ その他の基準は類型共通基準による。 <p>【①】 赤城山とつながりを感じられる緑豊かな景観を形成</p> 
小 景 観	<ul style="list-style-type: none"> □ 田園地区に隣接する住宅団地は、田園地区の美しい風景を保全するため、田園地区との境界部分のしつらえに配慮する。 □ その他の指針は類型共通指針による。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 工業地区の境界部分に接する建築物等は、植栽帯などにより境界を明確に区分し、周辺地区に与える影響をできるだけ軽減すよう配慮する。 □ 敷地周辺部は、植栽を配置するとともに塀などを設ける場合は、可視性の高いフェンスを使用するなど開放感の高い敷地利用を心がける。 □ 敷地内は緑化に努め、特に前面道路への植栽帯の配置に努めるとともに、大規模な生産施設や倉庫等は、建物の配置意匠や植栽の配置などを考慮し、できるだけ周辺景観への圧迫感や威圧感を軽減すよう配慮する。【②】 □ 敷地内は、四季を通じて親しめる植栽により、親しみやすい空間を演出する。 □ その他の基準は類型共通基準による。 <p>【②】 周辺景観への圧迫感を軽減（植栽帯の配置）</p> 

■田園地区共通

	指 針	基 準
大 景 観	<ul style="list-style-type: none"> □ ふるさと前橋の原風景といえる、赤城山等を背景に田畑や果樹園が広がる美しい田園景観を保全する。 □ その他の指針は類型共通指針による。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 美しい広がりのある農地景観を保全するため、建築物等や屋外広告物は、既存集落内に集約するよう努める。【①】 □ 建築物等は、地形の特徴、背景となる赤城山等の容態などに配慮した屋根形状など、美しい田園景観に寄与する配置意匠とする。 □ 建築物等の屋根は、低明度かつ低彩度色を用い、周辺の田園や背景の山並みと調和したものとする。 □ その他の基準は類型共通基準による。 <p>【①】 既存集落内に集約</p> 
小 景 観	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域ごとに特徴のある農村家屋や、集落内の寺社、屋敷林、路地、石垣などが一体となって創り出す美しい農村集落景観を保全する。また、農村集落と田園の境界が無秩序に拡大しないよう努める。 □ その他の指針は類型共通指針による。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 建築物等は、地域ごとに特徴のある農村家屋や、集落内の寺社、屋敷林、路地、石垣などが一体となって創り出している美しい農村集落景観と調和した配置意匠とする。 □ 建築物等の壁面は、自然景観の季節変化を考慮し、木材や石材、土などの自然素材色と共通する色彩を基調とする。 □ 塀を設ける場合は、自然素材を使用したり、色彩・素材・意匠をそろえたりして、沿道環境の調和を図る。また、生垣や敷地内緑化を積極的に行う。 □ 農村集落と田園との境界に接する建築物等は、植栽帯などにより境界を明確に区分し、互いの景観を引き立たせるよう努める。【②】 □ 地域を流れる大小の河川資源や地区景観を特徴付ける建築物等や神社、鳥居などの文化資源、地区景観を特徴付ける樹木や鎮守の森などの樹木資源に隣接する建築物等は、これらの隣接する資源を取り込んだ配置意匠に配慮（隣接する建築物等の意匠を一部取り入れる、隣接する樹木・河川と敷地内を通路などの動線で結ぶなど）し、地域の文化的景観の醸造に努める。 □ その他の基準は類型共通基準による。 <p>【②】 互いの景観を引き立たせる配置意匠（植栽帯の配置）</p> 

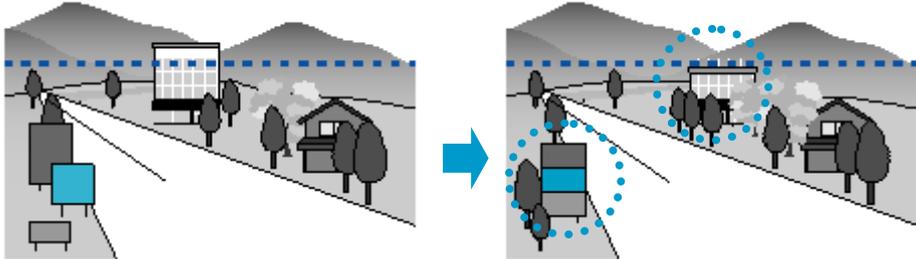
■平坦田園地区

	指 針	基 準
大景観	<ul style="list-style-type: none"> □ 広大な田園の水平ラインと背景となる赤城山等の裾野ラインの対比が際立つ美しい田園景観を保全する。 □ その他の指針は田園地区共通指針による。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 建築物等や屋外広告物は、田園の水平ラインと背景の赤城山等の裾野に沿ったラインの対比が際立つよう、平坦な広がりをもつ美しい農地景観を阻害しない配置掲出方法に努める。【①】 □ その他の基準は田園地区共通基準による。 <p>【①】 田園と赤城山等の対比が際立つ配置掲出方法</p> 
小景観	<ul style="list-style-type: none"> □ 指針は田園地区共通指針による。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 基準は田園地区共通基準による。

■裾野田園地区

	指 針	基 準
大景観	<ul style="list-style-type: none"> □ 赤城山等の眺めと裾野田園地区の緩やかな傾斜と起伏ある地形が生み出す奥行きのある美しい里山風景を保全する。また、南側に広がる市街地の眺めに配慮した景観形成を心がける。 □ その他の指針は田園地区共通指針による。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 建築物等や屋外広告物は、棚田や段々畑などの里山風景と背景にある赤城山等の眺めが創り出す美しい農地景観を阻害しない配置掲出方法とする。 □ 建築物等は、周辺の樹木の高さとの連続性や地形の起伏を考慮した屋根形状など、地形との一体感の感じられる配置意匠とする。 □ 赤城山南麓に位置する建築物等は、南側に広がる市街地の眺めを生かした配置意匠を心がける。【①】 □ その他の基準は田園地区共通基準による。 <p>【①】 市街地の眺めを生かした配置意匠</p> 
小景観	<ul style="list-style-type: none"> □ 農村集落が棚田や段々畑などの眺めと一体となって創り出されるまとまりのある美しい田園景観を保全する。 □ その他の指針は田園地区共通指針による。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 農村集落と農地や山林との境界を意識し、それぞれを引き立たせる景観を形成するよう努める。 □ その他の基準は田園地区共通基準による。

I 森林地区

	指 針	基 準
大 景 観	<ul style="list-style-type: none"> □ 背景となる赤城山の眺めと、南側に広がる市街地の眺望や南西部に連なる山々の眺めを保全する。 □ その他の指針は類型共通指針による。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 建築物等は、周辺の樹木の高さとの連続性や地形の起伏になじませた屋根形状など、地形との一体感を感じられる配置意匠とする。 □ 赤城山南麓に位置する建築物等は、南側に広がる市街地の眺めを生かした配置意匠を心がける。【①】 □ その他の基準は類型共通基準による。 <p>【①】 市街地の眺めを生かした配置意匠</p> 
小 景 観	<ul style="list-style-type: none"> □ 豊かな自然景観を大切に保全し、変化に富んだ美しい山並み風景や眺望風景を生かした景観形成に努める。 □ その他の指針は類型共通指針による。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 建築物等や屋外広告物は、豊かな自然景観を壊さないよう周辺環境に調和した配置掲出方法とする。【②】 □ 建築物等は、変化に富んだ美しい山並み風景や眺望風景を生かした配置意匠とすることにより、周辺の自然環境を取り入れた質の高い景観形成に努める。 □ 道路や交通設備、公共サインなどの公共施設などは、統一感のある配置掲出方法とし、連続する緑の風景を壊さず、質の高い景観形成に寄与するよう努める。 □ その他の基準は類型共通基準による。 <p>【②】 周辺環境に調和した配置掲出方法</p> 

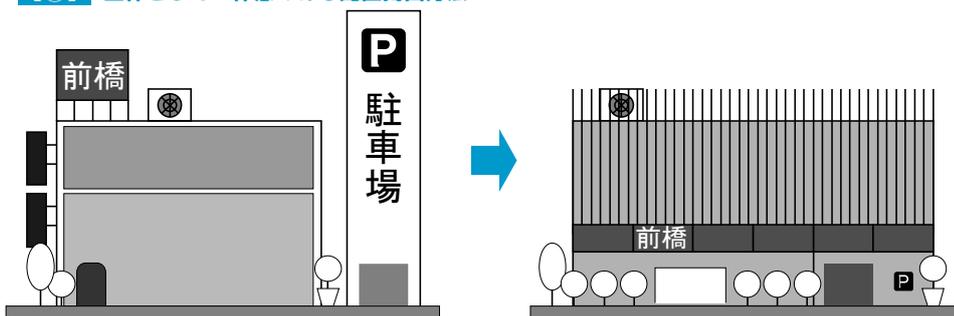
3 要素別基準

建築物等及び屋外広告物の配置掲出方法に関する基準

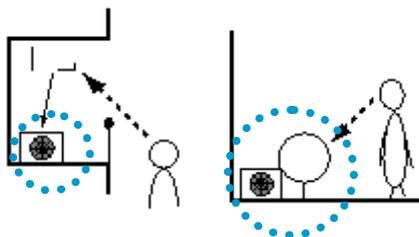
1 外観

- 同一敷地内の建築物等や、屋外広告物、付帯設備、駐車場、植栽、その他必要な施設などは、全体として一体感のある外観となるよう、配置掲出方法に配慮する。【①】
- 屋外階段、配管、柵、室外機など、建築物等に付帯する設備類は、建築物等本体との調和を図り、次の例示を参考に必要な修景を行う。
 - ア 形態や使用する材料は、建築物等の本体と共通性を持たせる。
 - イ 色彩の調和を図る。
 - ウ ア、イが実施できない場合や実施しても目立つ場合は、ルーバー*や植栽などで覆う。【②】
- ※ルーバー：羽板（はいた）と呼ばれる細長い板を、枠組みに隙間をあけて縦若しくは横方向に平行に組み、羽板の取付角度によって、風・雨・光・埃・人の視線などを、選択的に遮断したり透過したりすることができる装置。
- 建築物等の外観の色彩は、赤城山等の眺めを美しく引き立て、建築物等において一般的に多く使われている色彩を用いるなど、周辺のまちなみと調和したものとす。特に、周辺から突出する高彩度色や極端な高明度および低明度色の使用は避ける。
- 建築物等の単体としての色彩調和にとどまらず、周辺の建築物等との色彩調和に十分に配慮する。【③】

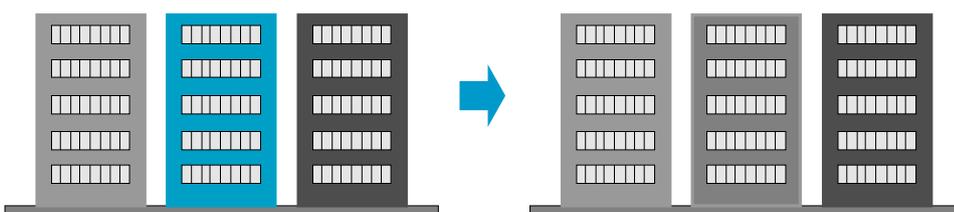
【①】 全体として一体感のある配置掲出方法



【②】 配置方法や植栽による修景



【③】 周辺の建築物との調和



2 屋上部・頂部

□ 建築物等の屋根は、背景となる山並みや周辺の家並みと調和したものとするため、建築物等の高さやスカイラインなどの急激な変化を避けるよう、次の例示を参考に必要な修景を行う。

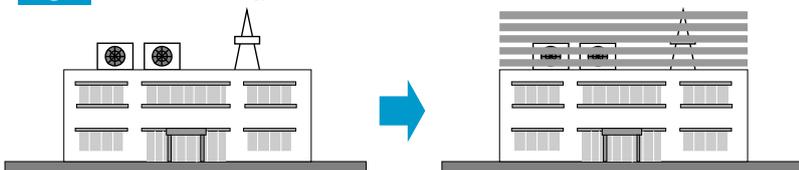
- ア 屋根等の高さのバランスや形状を工夫し、隣接する建物との連続性及び単体としてのゆるやかなスカイラインを形成する。
- イ 勾配屋根など、屋根形状の整ったまちなみでは、それらとの調和を図る。また地域によって、屋根形状に特徴がある場合は、それらに配慮した形状とするよう努める。

□ 屋上設備は、建築物等と一体的に背景となる山並みや周辺のまちなみ景観と調和したものとなるよう、次の例示を参考に必要な修景を行う。

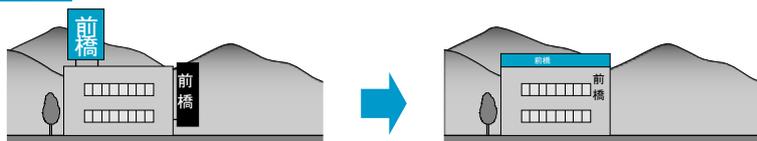
- ア 壁面の立ち上げや屋根、ルーバーなどの覆いを設ける。【①】
- イ 外部から目立ちにくい配置にするなど、可能な限り露出を避ける。

□ 建築物等の頂部等周囲から突出する部分や屋上部に設置される屋外広告物は、背景となる山並みや周辺のまちなみに調和する配置掲出方法となるよう配慮する。【②】

【①】 ルーバーによる修景



【②】 背景となる山並みに調和した配置掲出方法



3 壁面

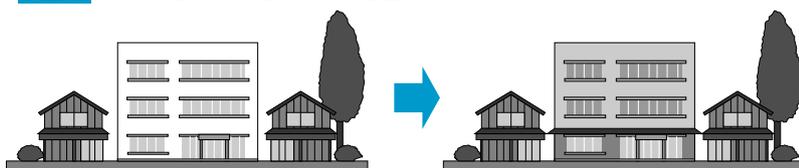
□ 周囲への圧迫感や威圧感を与える大規模な壁面は、その軽減を図るため、次の例示を参考に必要な修景を行う。

- ア 壁面形状に凹凸や雁行等をつける。
- イ 単調になりすぎないように、色面の変化、柱の配置、飾り目地などの分節的デザインを施す。

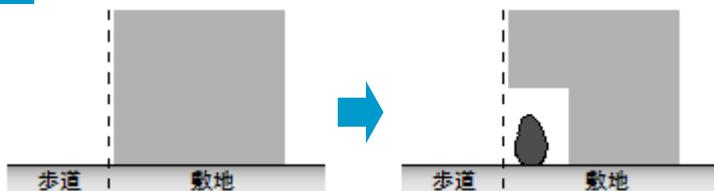
□ 高層建築物の低層部の壁面は、通りの連続性やオープンスペースの確保等に配慮した配置・形態・意匠となるよう、次の例示を参考に必要な修景を行う。

- ア 周囲の建物と共通性のある意匠を施す。【①】
- イ 開放性の感じられる意匠とする。
- ウ まちなみの連続性に配慮しつつ、適度な壁面後退により植栽スペースを設置するなどし、オープンスペースの確保に努める。【②】

【①】 周囲の建物と共通性のある意匠



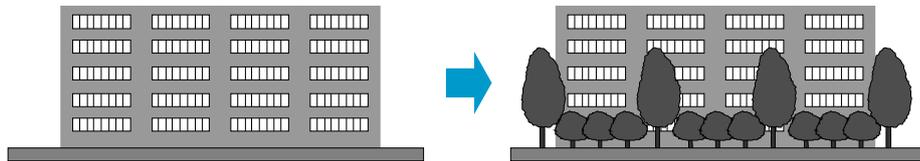
【②】 適度な壁面後退による植栽スペースの設置



4 外構

- 建築物等の外観の一部となる外構は、周辺環境へのゆとり空間の創出と緑化に努める。
- 建築物等の接道部分の外構は、隣接する周辺の外構と色彩・意匠をそろえたり、生垣などの植栽によって連続性を持たせるなど、周辺との調和に配慮する。【①】
- 大規模な建築物等は、シンボルとなる高木を配置するなど、風景にアクセントをつけ、印象的な景観を形成するよう心がける。

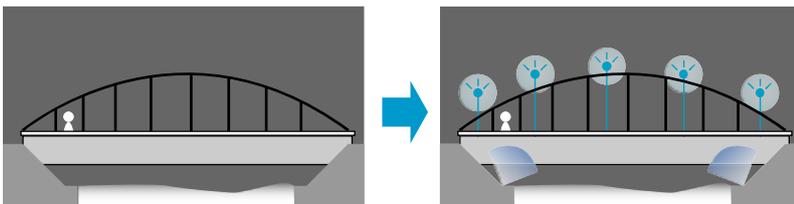
【①】 植栽による周辺との調和



5 照明

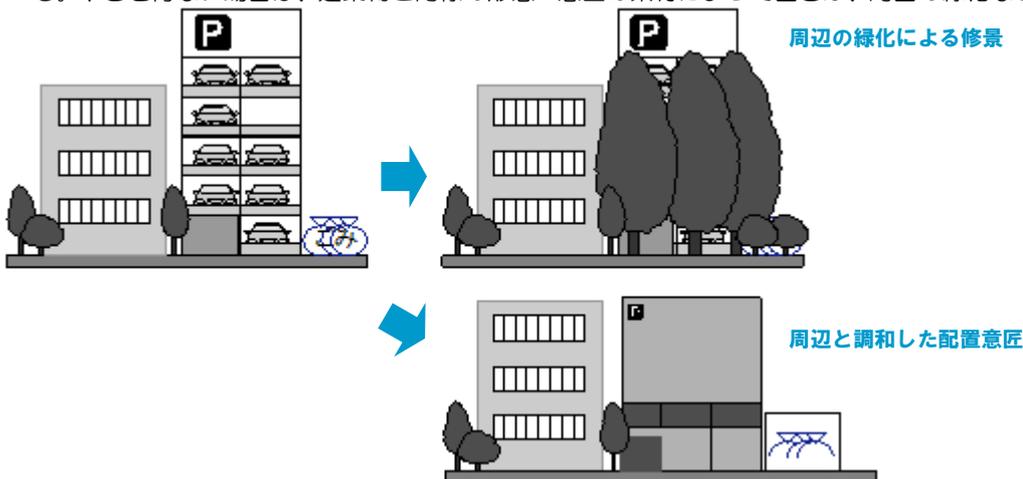
- 建築物等や、屋外広告物、付帯設備、駐車場、外構などの照明は、周辺環境への影響に配慮しつつ、設置する景観類型地区にふさわしい効果的な夜間景観の演出を図るよう努める。

夜間景観の演出（橋梁）



6 建築物等に付随する施設等の配置意匠

- 建築物等に付随する駐車場、駐輪場、ゴミ集積所その他の施設等は、周囲から目立たない配置意匠とするよう努める。やむを得ない場合は、建築物と同様の形態・意匠の素材によって囲むか、周囲の緑化などにより修景に努める。

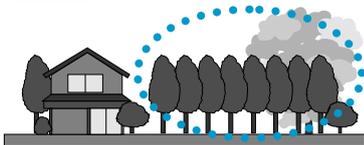


その他の行為毎の基準

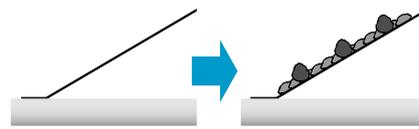
1 土地の区画形質の変更

- 造成に際しては、現在の地形を活かすとともに、既存樹木の保全及び活用または代替緑化に努める。【①】
- 法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、表情を持った修景を行う。【②】
- 土地の区画形質の変更に伴い擁壁を設置する場合は「2 擁壁」の基準を準用する。

【①】 既存樹木の保全及び活用



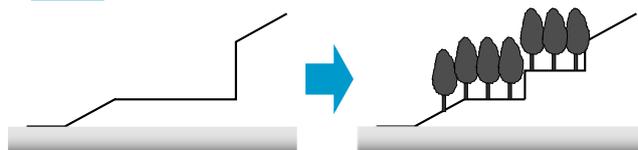
【②】 緑化による修景



2 擁壁

- 緑豊かな斜面地景観を大切にし、既存樹木の保全及び活用または代替緑化に努める。
- 擁壁は、勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させたうえで、自然石の使用や化粧型枠等による仕上げを行うとともに、樹木による緑化を施すなど、表情を持った修景を行う。【①】
- 周辺から望見される擁壁は、自然石の使用や自然石調などの仕上げの工夫により、緑と調和した表情づくりに努める。
- 傾斜地における棚田や段々畑など、周辺に石垣や石積みの用いられている地域などにおいては、擁壁や法面に、積極的に地域の石積みの工法を取り入れ、地域性を継承するよう努める。

【①】 圧迫感を軽減（ひな壇状の形状、樹木による緑化）

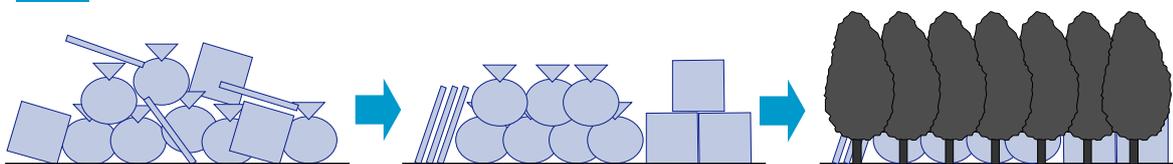


3 屋外における物品等の集積又は貯蔵

- 物品や廃棄物等の集積又は貯蔵は、極力屋外を避け、やむを得ず屋外に集積等を行う場合は、周辺の景観を乱さないよう高さ・配置に配慮し、積み上げ方を整然とする。【①】
- 周辺から目立たないように生垣等により遮蔽に努める。【②】

【①】 整理された集約方法

【②】 生垣などによる遮蔽



4 木竹の伐採又は植栽

- 道路に面する部分の伐採を避け、やむを得ず伐採した場合は代替植栽に努める。
- 木竹の植栽にあたっては、特に道路に面する部分の緑化を重視し、周辺の植栽や周辺でよく用いられている植樹の活用等、地域性を考慮し、景観類型地区ごとにふさわしいゆとり空間の創出に配慮する。

4 重点地区ごとの景観形成基準

広瀬川河畔景観形成重点地区

広瀬川を中心に、人々が自然と足を運びたいくなるような心地よい空間を創出するとともに、地区の歴史や文化的背景を大切にしながら現代的で新しい要素を積極的に取り入れ、広瀬川と河畔緑地を生かした良好な都市景観の形成に取り組む地区です。そのため、広瀬川河畔景観形成重点地区では、地区の景観を構成する重要な要素や行為について、景観形成の方針やルールを他の地域とは別に定めています。

【 広瀬川河畔景観形成重点地区の区域 】

前橋市の中心市街地を流れる広瀬川に架かる厩橋から久留万橋までの川沿いの周辺地域（図の太線の枠内）



■ 広瀬川河畔景観形成重点地区で景観のルールを定めている行為

行為		景観のルール
建築物／大規模な建築物		ルールの詳細については、別冊パンフレット『広瀬川河畔景観形成重点地区～朔太郎の散歩道～景観のルールと届出の手引き』をご確認ください。
建築設備	照明設備	
	屋外設備機器等	
	太陽光発電設備	
	ゴミ集積所	
	建築物の周囲の空地・外構	
工作物	門・垣・柵・塀など	
	立体（機械式）駐車場/立体（機械式）駐輪場	
	自動販売機	
	物置	
	その他の工作物	
平面駐車場／資材置き場		
色彩		
屋外広告物		

6. 前橋市景観条例

目次

第1章 総則(第1条—第6条)	
第2章 景観計画(第7条)	
第3章 景観づくり市民団体(第8条・第9条)	
第4章 景観形成重点地区(第10条)	
第5章 行為の届出等(第11条—第15条)	
第6章 景観阻害物件(第16条・第17条)	
第7章 景観重要建造物等(第18条—第22条)	
第8章 表彰、助成等(第23条・第24条)	
第9章 前橋市景観審議会(第25条—第28条)	
第10章 雑則(第29条・第30条)	
附則	
第1章 総則	
(目的)	
第1条 この条例は、市、市民及び事業者の景観形成の責務を明らかにするとともに、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めることにより、人が生きる風景を守り、はぐくみ、もって本市にふさわしい良好な景観を実現することを目的とする。	
(定義)	
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	
(1) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。	
(2) 工作物 建築基準法第88条第1項に規定する工作物で広告物を掲出する物件以外のもので及び市規則で定めるものをいう。	
(3) 広告物 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物及びこれを掲出するものをいう。	
(市の責務)	
第3条 市は、良好な景観の形成を図るため、総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施しなければならない。	
2 市は、前項の施策を策定し、実施するに当たっては、市民及び事業者(以下「市民等」という。)の意見、要望等が十分に反映されるよう努めなければならない。	
3 市は、道路、公園その他の公共施設の整備等を行うに当たっては、良好な景観の形成に関し先導的な役割を果たすよう努めなければならない。	
4 市は、市民等が主体的に良好な景観の形成に取り組むことができるよう必要な支援を行うとともに、良好な景観の形成に関する知識の普及を図るための必要な施策を講ずるよう努めなければならない。	
(市民の責務)	
第4条 市民は、自らが良好な景観を形成する主体であることを認識し、良好な景観の形成のために積極的な役割を果たすよう努めなければならない。	
2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。	
(事業者の責務)	
第5条 事業者は、良好な景観の形成に関する理解を深めるとともに、土地の利用等による事業活動において、良好な景観を形成するよう努めなければならない。	
2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成	

に関する施策に協力しなければならない。

(国等に対する協力の要請)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、国若しくは地方公共団体又はこれらが設立した団体に対し、良好な景観の形成について協力を要請するものとする。

第2章 景観計画

第7条 市長は、良好な景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観計画(法第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下同じ。)を策定するものとする。

第3章 景観づくり市民団体

(市民団体の認定等)

第8条 市長は、良好な景観の形成に寄与することを目的として組織された団体のうち、次の各号のいずれにも該当するものを景観づくり市民団体(以下「市民団体」という。)として認定することができる。

- (1) 団体の活動が良好な景観を形成するために有効であると認められること。
- (2) 団体の活動が自主的な運営により継続的かつ計画的に行われていると認められること。
- (3) 団体の活動が営利を目的とするものでないこと。
- (4) その他市規則で定める要件を満たすこと。

2 前項の規定による市民団体の認定を受けようとする団体は、市規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 第1項の規定による認定を受けた市民団体の代表者は、前項の規定により申請した内容に変更があったときは、市規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

4 市長は、第1項の規定により市民団体の認定しようとするときは、あらかじめ、前橋市景観審議会の意見を聴かなければならない。(市民団体の認定の取消し)

第9条 市長は、前条第1項の規定により認定した市民団体が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 前条第4項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

第4章 景観形成重点地区

第10条 市長は、景観計画区域(景観計画で定める景観計画区域をいう。以下同じ。)のうち、特に地域の特性に応じた景観の保全及び創出を重点的に図る必要があると認める地区を、景観形成重点地区(以下「重点地区」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点地区を指定しようとするときは、景観計画において、当該重点地区の景観形成基準その他市規則で定める事項を明示した重点地区景観計画を定めなければならない。

3 市長は、重点地区景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、前橋市景観審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、重点地区を指定したときは、その旨を告示するものとする。

5 第3項の規定は重点地区景観計画の変更について、前項の規定は重点地区の指定の解除について準用する。

第5章 行為の届出等

(届出を要する行為)

第10条の2 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、重点地区の区域内

における別表に定める行為とする。

(届出を要しない行為)

第11条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める行為とする。

(1) 重点地区の区域内 次のアからオまでに掲げる行為

ア 延べ面積の合計が10平方メートル以下の建築物の増築、改築若しくは移転又は変更部分が5平方メートル以下の建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更

イ 次に掲げる工作物又は建築設備の新設若しくは増設、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(ア) 道路に面する部分に設置するもので、高さ1メートル以下の門、垣、さく、塀、擁壁その他これらに類するもの

(イ) 高さ4メートル以下の記念塔、装飾塔その他これらに類するもの

(ウ) 道路に面する部分に設置するもので、高さ1.5メートル以下の立体駐車場、立体駐輪場又は物置

(エ) 道路に面しない部分に設置しない工作物で高さが10メートル(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、その高さが5メートルか当該建築物との高さとの合計が10メートル)以下又は築造面積が1,000平方メートル(増築又は改築により新たに当該規模を超えることになる場合を含む。)以下のもの

ウ 宅地分譲を目的とする土地の区画形質の変更

エ 宅地分譲を目的としない土地の区画形質の変更で、当該変更に係る部分の面積が1,000平方メートル以下のもの

オ 土地の区画形質の変更による法面又は擁壁の築造で、当該築造に係る部分の高さが5メートル又は長さが10メートル以下のもの

(2) 重点地区を除く景観計画区域内 次のアからカまでに掲げる行為

ア 高さが13メートル以下又は延べ面積が1,000平方メートル以下の建築物の新築、増築、改築(増築又は改築により新たに当該規模を超えることとなる場合を含む。)若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

イ 高さが10メートル(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、その高さが5メートルかつ当該建築物の高さとの合計が10メートル)以下又は築造面積が1,000平方メートル以下の工作物の新設、増築、改築(増築又は改築により新たに当該規模を超えることとなる場合を含む。)若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

ウ 高さが10メートル(当該広告物が建築物の屋上に設置される場合にあっては、その高さが5メートルかつ当該建築物の高さとの合計が13メートル)以下又は表示面積の合計が50平方メートル以下の広告物(当該規模を超える広告物で建

建築物の壁面から突出して設置されるものを含む。)の表示、設置、改造、移転又は表示内容若しくは外観の変更

エ 宅地分譲を目的とする土地の区画形質の変更

オ 宅地分譲を目的としな土地の区画形質の変更で、当該変更に係る部分の面積が1,000平方メートル以下のもの
カ 土地の区画形質の変更による法面又は擁壁の築造で、当該築造に係る部分の高さが5メートルかつ長さが10メートル以下のもの

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち、同項の規定による届出を要するものとする。

(条例で定める図書)

第13条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号に規定する条例で定める図書は、平面図その他の市規則で定めるものとする。

(事前協議)

第14条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行わなければならない行為のうち市規則で定めるものを行おうとする者は、市規則で定めるところにより、あらかじめ、当該行為に係る届出の内容について市長と協議しなければならない。

(勧告又は命令に係る手続)

第15条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとする場合において、必要があると認めるときは、前橋市景観審議会の意見を聴くものとする。

第6章 景観阻害物件

(景観阻害物件の所有者等に対する要請)

第16条 市長は、景観計画区域の良好な景観の形成を阻害するものであると認める建築物、工作物、広告物その他の物件があるときは、当該物件の所有者及び権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)に対し、良好な景観の形成に関し必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(空地の利用等に関する要請)

第17条 市長は、景観計画区域の空地が良好な景観の形成を阻害していると認めるときは、当該空地の所有者等に対し、良好な景観の形成に配慮した利用又は管理を図るよう要請することができる。

第7章 景観重要建造物等

(景観重要建造物の指定)

第18条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定しようとするときは、同条第2項の規定に定めるもののほか、あらかじめ、前橋市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、景観重要建造物の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第19条 法第25条第2項に規定する景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物に対する防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失、き損等を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定

期的に点検し、市規則で定めるところにより、その結果を市長に報告すること。

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、景観重要建造物ごとに、当該景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な管理の方法の基準を定めることができる。

(景観重要樹木の指定)

第20条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定しようとするときは、同条第2項の規定に定めるもののほか、あらかじめ、前橋市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第21条 法第33条第2項に規定する景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、整枝、せん定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の必要な措置を講ずること。
- (3) 景観重要樹木の状況について、定期的に点検し、市規則で定めるところにより、その結果を市長に報告すること。

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、景観重要樹木ごとに、当該景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要な管理の方法の基準を定めることができる。

(命令又は勧告に係る手続)

第22条 市長は、法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定による命令又は法第26条若しくは法第34条の規定による命令若しくは勧告をしようとする場合において、必要があると認めるときは、前橋市景観審議会の意見を聴くものとする。

第8章 表彰、助成等

(表彰)

第23条 市長は、良好な景観の形成に寄与していると認めるまちなみ、建築物、工作物、広告物その他の物について、その所有者等、設計者その他の関係者を表彰することができる。

2 前項に掲げる者のほか、市長は、良好な景観の形成に貢献したと認める個人又は団体を表彰することができる。

(助成等)

第24条 市長は、予算の範囲内において、良好な景観の形成に寄与すると認める事業に係る経費の一部を助成することができる。

2 市長は、良好な景観の形成に努めようとする者からの要請に対し、必要な技術的援助を行うことができる。

第9章 前橋市景観審議会

(設置及び権限)

第25条 市長は、景観の形成に関し必要な事項を調査審議するため、前橋市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例により定められたもののほか、市長の諮問に応じ、景観の形成に関する事項を調査し、及び審議する。

3 審議会は、景観の形成に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織及び任期)

第26条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠

の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(審議会の会長)

第27条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会の会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(審議会の組織及び運営)

第28条 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

第10章 雑則

(公表)

第29条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

(前橋市都市景観条例の廃止)

2 前橋市都市景観条例(平成5年前橋市条例第14号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、廃止前の前橋市都市景観条例(以下「廃止前都市景観条例」という。)第21条第1項の規定により届出がなされた行為については、第11条の規定にかかわらず、法第16条第7項第11号の条例で定める行為とする。

4 この条例に基づき、平成23年9月30日までの間に委嘱された審議会の委員の任期は、第26条第2項本文の規定にかかわらず、委嘱された日から同年9月30日までとする。

5 この条例の施行の日の前日において、廃止前都市景観条例第14条第1項の規定により指定されている景観形成モデル地区については、廃止前都市景観条例第14条から第18条までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前都市景観条例第14条第2項、第15条第2項及び第18条第4項中「前橋市都市景観審議会」とあるのは、「前橋市景観審議会」とする。

(前橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 前橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年前橋市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表都市景観審議会会長の項中「都市景観審議会会長」を「景観審議会会長」に改める。

(前橋市屋外広告物条例の一部改正)

7 前橋市屋外広告物条例(平成20年前橋市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第13条前段中「前橋市都市景観審議会」を「前橋市景観審議会」に、「前橋市都市景観条例(平成5年前橋市条例第14号)第32条第1項」を「前橋市景観条例(平成22年前橋市条例第15号)第25条第1項」に、「都市景観審議会」を「景観審議会」に改める。

第19条第4項中「都市景観審議会」を「景観審議会」に改める。



前 橋 市

◆お問い合わせ◆

前橋市 都市計画部 都市計画課 景観・歴史まちづくり係

TEL：027-224-1111（内線：3974）

FAX：027-221-2361

メールアドレス：toshikeikaku@city.maebashi.gunma.jp

令和3年4月1日改訂版